

編集規定および執筆規定

編集規定

1. 「教育実践研究」(以下、本誌)は、信州大学教職支援センターの紀要である。
2. 本誌は、原則として1年に1回発行する。
3. 本誌には、原著論文、実践研究論文、研究ノート、資料紹介、実践報告等(以下、投稿論文等)を掲載するが、特に教育現場における実践研究を主とする。
4. 本誌に掲載する投稿論文等の筆頭執筆者は、原則として教職支援センターに所属する教員と教職教育課程の授業を担当する教員(専任、専任外を含む)とする。
5. 本誌編集委員(教職支援センター専任教員)の合議により、4の規定に該当しない者の投稿論文等の掲載を採択することができる。
6. 投稿論文等の掲載については、査読者による審査を経て、本誌編集委員(教職支援センター専任教員)の合議により採択および掲載順を決定するものとする。
7. 投稿論文の内容については、十分に人権および倫理上の配慮がなされていなければならない。
8. 本誌に掲載された投稿論文等の著作権は、教職支援センターに帰属し、無断で複製あるいは転載することを禁ずる。また、本誌への投稿は、下記の事項について承諾することを前提とする。
 - ① 信州大学が、非営利目的で論文等の著作物(当該著作物の翻訳物を含む。以下同じ)の複製、翻訳及び信州大学が管理するホームページへの掲載並びに当該著作物の複製物の譲渡、貸与を行うこと。
 - ② 信州大学が、著作物の著作者に代わって、他の非営利団体の管理する電子データベースへの当該著作物の掲載及び公開の承諾を行うこと。

執筆規定

1. 原稿は未発表のものに限る。ただし口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。
2. 原稿
 - ① 原稿は、電子データで提出するものとする。
 - ② 原稿は、A4用紙、40字×35行(段組なし)を基本とする。
 - ③ 図表および写真等は、別添で提出する。
 - ④ 引用・参考文献については、著者名、書名、発行所、発行年、頁を明記する。
 - ⑤ その他の形式については、編集委員会に一任する。

この規定は、平成29年3月から施行する。